

株式会社ナンガは、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

株式会社ナンガ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2022年 6月 1日～ 2025年 3月 31日までの 3年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 2022年 6月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休
業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2022年 6月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：所定外労働時間を削減するため、毎月最低4回のノー残業デーを設定、実施
する。

<対策>

- 2022年 6月～ 部門ごとで毎週水曜日等のノー残業デーを設け、全社的に定時退
社を促進する
- 2022年 6月～ 管理職向けの労働時間の周知を行い、所定外労働時間の削減を促
す
- 2023年 4月～ 2022年 4月～2023年 3月までの所定外労働時間に対し、
2023年4月～2024年3月までの所定外労働時間を5%削減
する

株式会社ナンガは、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」にもとづき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。



「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」とは？

次世代育成支援対策推進法は、急速な少子化が進行している中、次の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、安心安全な環境で育っていけるよう、国を挙げて環境整備に努めるために2005年に施行され、10年間を集中的・計画的取組期間とした時限立法です。令和4年から、100人以上の中小事業者にも一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表が義務化されたため、ナンガでも行動計画を定めました。

株式会社ナンガ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることで、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

期間：2022年6月1日～2025年3月31日までの3年間

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2022年 6月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2022年 6月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：所定外労働時間を削減するため、毎月最低4回のノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2022年 6月～ 部門ごとで毎週水曜日等のノー残業デーを設け、全社的に定時退社を促進する
- 2022年 6月～ 管理職向けの労働時間の周知を行い、所定外労働時間の削減を促す
- 2023年 4月～ 2022年4月～2023年3月までの所定外労働時間に対し、2023年4月～2024年3月までの所定外労働時間を5%削減する